

論点⑤ 事故情報の通報・連絡体制

事故情報の通報・連絡体制

1. 現行の通報・連絡体制の仕組み

(1) 甲賀市との環境保全協定書(H17. 9. 13)「資料①」

- ・公社は、その設置する環境汚染防止施設について、故障、破損等の事故が発生した場合、公社の責任において速やかに必要な措置を講ずるものとする。(第6条第1項)
- ・公社は、周辺地域に環境汚染をもたらす事故が発生した場合は、速やかに甲賀市に報告するものとする。(同条第2項)

(2) 公社の「危機管理マニュアル」に定めた連絡体制表「資料②」

- ・表中の「環境監視委員会」はH22年12月に改定し、追加したもの。

2. 遮水シート破損に係る通報・連絡の初期対応

漏水検知システムによる漏水検知および掘削作業中の遮水シート破損に関する通報・連絡の初期対応は次の通り。

公社における通報・連絡の初期対応

時 期	通報・連絡の内容	相手方
10. 21	○漏水検知システムにおける漏水検知について(文書報告)「資料③」 ・漏水注意を示す反応が10月16日から連続して見られたこと ・掘削工事による原因調査を実施する予定であること	甲賀市 神区(区長等) 県担当課、環境総合事
11. 5	○「クリーンセンター滋賀神監視小委員会」 ・10. 21の「資料③」に基づき内容を説明	神監視小委員会委員
11. 8	○掘削工事に伴う遮水シートの破損事故について(電話連絡) ・掘削工事中に、事業者が遮水シートを誤って破損したこと	甲賀市 神区(区長等) 県担当課、環境総合事
11. 30	○漏水検知システムにおける漏水検知について(文書報告)「資料④」 ・掘削調査および遮水シート補修の状況報告 ・破損の原因究明と再発防止を図るため検証委員会を設置することとしたこと	甲賀市 神区(区長等) 県担当課、環境総合事 環境監視委員会委員

3. 問題点

- ①漏水検知システムが一番最初の検知時点は、H22. 6. 16であったが、この段階で対応方法を環境監視委員会に報告し、協議すべきでなかったか。
- ②①を含め漏水検知システムが反応した場合の対応方法を定めておくべきではなかったか。
- ③直下流の土山地区にも通報・連絡を行うべきではなかったか。
- ④掘削調査および遮水シート補修についての文書報告が、補修等が完了した11月16日から2週間後となっており、遅いのではないか。